知っておきたい

相続の豆知識

相続人がいない場合の財産の行方について

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる）、**家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の清算人を選任します。**
相続財産清算人は、被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

もし、ご自身に法定相続人がいらっしゃらず、財産を寄付することで社会貢献をしたい、お世話になった方や親しい方に財産をのこしたいなどお考えでしたら、遺言でその意思をのこすことをおすすめします。

申立人：利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など）・検察官
申立先：被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

相続財産清算人が選任された後の手続き

1. 家庭裁判所は、相続財産清算人選任の審判をしたときは、相続財産清算人が選任されたことを知らせるための公告及び相続人を捜すための公告を6か月以上の期間を定めて行います。この公告の期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定します。

2. 上記1の公告があったときは、相続財産清算人は、2か月以上の期間を定めて、相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告をします。
（1の公告の期間満了までに2の公告の期間が満了するように公告します。）

3. 上記1の公告の期間満了後、3か月以内に特別縁故者に対する相続財産分与の申立てがされることがあります。

4. 必要があれば、随時、相続財産清算人は、家庭裁判所の許可を得て、被相続人の不動産や株を売却し、金銭に換えることもできます。

5. 相続財産清算人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払をしたり、特別縁故者に対する相続財産分与の審判にしたがって特別縁故者に相続財産を分与するための手続をします。

6. 上記5の支払等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国庫に引き継いで手続が終了します。

出典：裁判所ウェブサイト「相続財産清算人の選任」

＊本紙は2023年11月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。